

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第4区分

【発行日】平成25年8月8日(2013.8.8)

【公表番号】特表2013-506763(P2013-506763A)

【公表日】平成25年2月28日(2013.2.28)

【年通号数】公開・登録公報2013-010

【出願番号】特願2012-532253(P2012-532253)

【国際特許分類】

C 23 C 22/07 (2006.01)

F 16 J 15/10 (2006.01)

【F I】

C 23 C 22/07
F 16 J 15/10 Y

【手続補正書】

【提出日】平成25年6月19日(2013.6.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基体にゴム組成物を取付けるための方法であつて、
シランカップリング剤とリン酸化試薬との混合物を得るステップと、
混合物を用いて基体の表面を処理するステップと、
基体の処理された表面にゴム組成物を取付けるステップとを含む、方法。

【請求項2】

シランカップリング剤は、アミノシラン、メルカブトシラン、エポキシシラン、カルボキシシラン、ビニルシラン、およびハロゲン含有シランからなる群から選択される少なくとも1つのシランである、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

混合物は、少なくとも1つのフェノール樹脂をさらに含む、請求項2に記載の方法。

【請求項4】

シランカップリング剤は、アミノシランおよびビニルシランからなる群から選択される少なくとも1つのシランである、請求項1に記載の方法。

【請求項5】

混合物は、フェノール樹脂を添加せずに調製される、請求項4に記載の方法。

【請求項6】

リン酸化試薬は、リン酸化合物またはホスホン酸化合物のうちの少なくとも1つである、請求項1に記載の方法。

【請求項7】

ゴム組成物は、ジエン系ゴム、オレフィンゴム、アクリルゴム、フッ素含有ゴム、シリコーン系ゴム、ウレタン系ゴム、エピクロロヒドリンゴム、クロロスルホン化ポリエチレン、酸化プロピレンゴム、エチレン酢酸ビニル共重合体、ポリノルボルネンゴム、またはそれらの改質ゴムである、請求項1に記載の方法。

【請求項8】

基体は、金属、金属面を有するセラミック化合物、または金属面を有する熱可塑性重合体である、請求項1に記載の方法。

【請求項 9】

基体は金属である、請求項 8 に記載の方法。

【請求項 10】

リン酸架橋を有する少なくとも 1 つのポリシリセスキオキサン層によってゴム組成物に取付けられた基体で構成された、組成物。

【請求項 11】

基体は、金属、金属面を有するセラミック化合物、または金属面を有する熱可塑性重合体である、請求項 10 に記載の組成物。

【請求項 12】

基体は金属である、請求項 10 に記載の組成物。

【請求項 13】

ゴム組成物は、ジエン系ゴム、オレフィンゴム、アクリルゴム、フッ素含有ゴム、シリコーン系ゴム、ウレタン系ゴム、エピクロロヒドリンゴム、クロロスルホン化ポリエチレン、酸化プロピレンゴム、エチレン酢酸ビニル共重合体、ポリノルボルネンゴム、またはそれらの改質ゴムである、請求項 10 に記載の組成物。

【請求項 14】

リン酸架橋を有する少なくとも 1 つのポリシリセスキオキサン層は、シランカップリング剤とリン酸化試薬との混合物から生成される、請求項 10 に記載の組成物。

【請求項 15】

シランカップリング剤は、アミノシラン、メルカプトシラン、エポキシシラン、カルボキシシラン、ビニルシラン、およびハロゲン含有シランからなる群から選択される少なくとも 1 つのシランである、請求項 14 に記載の組成物。

【請求項 16】

混合物は、少なくとも 1 つのフェノール樹脂をさらに含む、請求項 15 に記載の組成物。

【請求項 17】

シランカップリング剤は、アミノシランおよびビニルシランからなる群から選択される少なくとも 1 つのシランである、請求項 14 に記載の組成物。

【請求項 18】

混合物は、フェノール樹脂を添加せずに調製される、請求項 17 に記載の組成物。

【請求項 19】

リン酸化試薬は、リン酸化合物またはホスホン酸化合物のうちの少なくとも 1 つである、請求項 14 に記載の組成物。

【請求項 20】

組成物は金属である、請求項 10 に記載の組成物。